

令和 8 年 5 月 1 日

マイナンバー法の改正等により、令和 8 年 6 月 1 日より中小企業診断士の資格登録・更新がオンライン化されます。

中小企業診断士のオンライン登録・更新は、登録有効期間の 1 ヶ月前までに申請をお願いします。

○登録有効期間が令和 8 年 6 月 30 日までの方は、従来どおり申請書類（紙）による申請をお願いします（令和 8 年 5 月 29 日（金）必着）。

○登録有効期間が令和 8 年 7 月 1 日以降の方は、令和 8 年 6 月 1 日以降にマイナポータルでのオンライン申請をお願いします。

○オンライン申請には、マイナンバーカードの取得ならびにマイナポータルでの初期設定申請が必要です。

○マイナポータルでの初期設定申請は、令和 8 年 6 月 1 日以降に実施可能となる予定です。初期設定申請は、登録有効期間の 2 ヶ月前の実施をお願いしていますが、別途、地域ごとに実施推奨時期が定められていますので、いずれか早い予定に合わせての実施にご協力をお願いします。

<中小企業庁 HP>

https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshi_online.html

<お問い合わせ>

中小企業庁経営支援部経営支援課 中小企業診断士担当

電話：03-3501-5801（中小企業診断士専用ダイヤル）

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00(土日、祝日を除く)

※上記に伴い、当連合会が現在、各都道府県協会会員中小企業診断士向けに行っている更新手続きのサポートは、更新時期のご案内を除き、終了いたします。

【会員専用マイページおよび理論政策更新研修申込みページでの注意事項】

なお、中小企業診断士の資格登録・更新手続きのオンライン化後は、すべての中小企業診断士登録番号の採番・管理を効率化する観点から、半角数字6桁から7桁に変更となります（令和8年6月1日より前に中小企業診断士登録された方については6桁の番号の先頭に0を付与する形となります）。ただし、会員専用マイページおよび理論政策更新研修申込みページで使用するログインIDが登録番号の方は当面6桁での運用になりますので、令和8年6月1日以降は先頭の0を除いた下6桁をログインIDとしていただくようお願いいたします。

<会員専用マイページ URL>

<https://www.jf-cmca.jp/open/static/mypageindex.jsf>